

## メリットその7:自然由来特例区域の特例

<p>自然的原因により基準不適合土壤があると考えられる土地が、形質変更時要届出区域のうち自然由来特例区域として指定されることにより、土地の形質の変更にあたり、基準不適合土壤が当該区域内の帯水層に接しても差し支えなくなる。</p>	
概要	<p>自然的原因により基準不適合土壤があると考えられる土地を自主的に区域指定の申請を行い、<u>都道府県知事により、形質変更時要届出区域のうち自然由来特例区域として指定されることにより、土壤汚染対策法施行規則第53条第2号が適用除外</u>となり、土地の形質の変更にあたり、基準不適合土壤が当該区域内の帯水層に接しても差し支えなくなります。</p>
具体的には	<pre> graph TD     A[土地所有者等の手続き] --&gt; B[地歴調査等により、自然的原因による基準不適合となる第二種特定有害物質の種類を特定]     C[都道府県知事等の手続き] --&gt; B     B --&gt; D[試料採取を省略する場合]     B --&gt; E[試料採取調査の実施 (調査対象地の最も離れた2つの30m格子の中心の単位区画について試料採取等の対象とできる)]     E --&gt; F[自主的な指定の申請]     F --&gt; G[自然由来特例区域に指定]     G --&gt; H[土地の形質の変更にあたり、基準不適合土壤が当該区域内の帯水層に接しても差し支えないこととなります。]     I[形質変更時要届出区域の中でも形質の変更時の制約が軽減される自然由来特例区域に指定] -.-&gt; H     </pre> <p>土地の形質の変更にあたり、基準不適合土壤が当該区域内の帯水層に接しても差し支えないこととなります。</p>
留意点	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 自然的原因による基準不適合土壤は、ある程度の範囲に広がっていると考えられるため、指定した土地の周辺の土地に対する風評被害が起こる場合があります。</li> <li>② 形質変更時要届出区域等になることにより、汚染されていることが明確となり、土地の売買などの際に費用がかかる可能性があります。</li> <li>③ 自然的原因による汚染と人為的原因による汚染が認められる土地では、人為的原因による汚染土壤を除去しなければ自然由来特例区域には指定されません。</li> </ol>